

2027年度 名古屋市予算編成に あたっての要望

2026 年 9 月 7 日
日本共産党名古屋市会議員団

目 次

前 文	P 2
1. 国の悪政から市民を守るために、国へ強く働きかける	P 3
2. 福祉日本一の名古屋をつくる	P 5
国民健康保険（p5） 介護保険・高齢者福祉（p6） 後期高齢者医療制度（p7） 医療・保健衛生（p8） 障害者福祉（p9） 市立大学病院（p10） 生活保護・貧困対策（p11）	
3. 子どもの成長と発達を中心に据えた保育・教育行政の推進	P 12
保育・幼児教育等（p12） 放課後児童対策（p13） 療育・障害児福祉（p14） 小・中学校（p14） 高校・特別支援学校（p15） 学校運営（p16） 「いじめ」のない安心できる学校づくり（p17） 不登校（p18） 子どもの権利・子どもの貧困対策・その他（p18） 若者支援（p20） 名古屋市立大学（p21） 図書館・社会教育（p21）	
4. 中小企業の活性化で雇用と内需の拡大に貢献する	P 22
中小企業支援・雇用（p22） 公共事業・公契約（p23）	
5. 環境・防災の先進都市をめざす	P 24
地球温暖化防止・再生可能エネルギー・脱原発（p24） 環境保全・公害・ごみ減量・水（p25） 防災・消防（p26）	
6. にぎわいとうるおいのある、暮らしやすいまちづくり	P 30
まちのにぎわい（p30） 文化・芸術・スポーツ（p30） 居住福祉・建築規制（p31） 市営住宅（p32） 交通（p33） 道路（p34） 公園・緑地保全（p34）	
7. 大型開発と大企業優先を改め、市民が主人公の市政に	P 35
名古屋城（p35） リニア・市街地開発・大型事業（p35） 市政運営（p36） 地域振興・市民生活（p37） 税務・市民税「減税」（p38） ジェンダー平等・人権（p38） 平和（p40）	

2026 年 9 月 7 日

名古屋市長
広沢一郎 様

日本共産党名古屋市議員団
団長 田口一登

2027 年度名古屋市予算編成にあたっての要望書

市民生活の向上のために、日頃よりご尽力されていることに対して敬意を表します。

長引く物価高騰が市民生活や地域経済を激しく直撃しています。愛知県が公表した 2026 年 7 月分の名古屋市消費者物価指数は前年同月比 1.7%の上昇を記録し、日々の食料品や生活必需品の値上げがおさまる兆しはありません。

一方で、国の統計上では実質賃金はプラスとなっているものの、賃上げを主導しているのは大企業や一部の成長セクターであり、中小企業のボリュームゾーン（中位層）や非正規雇用では物価高騰に追いついていないのが実情です。年金生活者の収入も、マクロ経済スライドや社会保険料負担の増加などで実質的な購買力は目減りするなど、市民生活は困窮の度を深めています。

また、2026 年上半期における東海 3 県（愛知・岐阜・三重）の企業倒産件数は、中小企業を中心に 508 件（前年同期比 7.2%増。帝国データバンク調査）と、上半期としては 13 年ぶりの高水準となりました。物価高騰や中東情勢悪化に加え、金利上昇等によるキャッシュフローの悪化により、下半期はさらに倒産件数が増えることが予想され、地域経済を支えている中小零細企業は深刻な危機に直面しています。

こうした困難な時期だからこそ、名古屋市には「住民の福祉の増進を図る」という地方自治体本来の役割をいっそう強く発揮することが求められます。

以上の趣旨から、396 項目の要望をとりまとめましたので、来年度の予算編成に反映されますよう強く要望いたします。

1. 国の悪政からから市民を守るために、国へ強く働きかける

1. 物価高騰から暮らしと営業を守るため消費税は一律 5%へ恒久的に引き下げ、廃止をめざす。インボイス制度はただちに廃止する。財源は、大企業に対する行き過ぎた減税と優遇を見直し、富裕層課税など富の一極集中をただすことで確保する。
2. 最低賃金をただちに全国一律・時給 1700 円へ引き上げ、2000 円以上をめざす。中小企業の賃上げを進めるため、社会保険など事業主負担に対する支援を行う。
3. 「同一労働同一賃金」「均等待遇」など、労働者の約 4 割を占める非正規ワーカーの処遇改善を行う。
4. 憲法 26 条に定める「義務教育は無償」の原則にのっとり、国の制度として小中学校給食費の無償化を実施する。
5. 小中高等学校の少人数学級を早期実施する。
6. 原発の再稼働は行わない。再稼働した原発は即時停止する。再生可能エネルギーの本格的な導入と省エネルギーの推進へと、エネルギー政策を転換する。汚染水（ALPS 処理水）の海洋放出を中止する。
7. 高齢者医療の 2 割負担・3 割負担の対象拡大、高額療養費の引き上げをやめ、医療費総額に占める国庫負担割合を老人保健制度開始当初まで引き上げる。高すぎる窓口負担の軽減を進める。OTC 類似医薬品の保険給付外しは撤回する。
8. 介護保険の国庫負担割合を引き上げる。「要介護 1・2」の在宅サービスの保険給付外しなどをやめさせ、介護保険の給付の充実を図る。保険料・利用料の減免、介護・福祉職員の処遇改善、ワンオペ夜勤解消など労働条件の改善、特養ホームなど施設の抜本的増設を進める。
9. 国に公費 1 兆円の投入を求め、国民健康保険料を大幅に引き下げる。マイナ保険証の強制をやめ、健康保険証を復活・存続させる。
10. 高校卒業までの子ども医療費無料制度を創設する。
11. 生活保護基準引下げ訴訟「いのちのとりで裁判」最高裁判決を踏まえ、国は生活保護

利用者に謝罪し、引下げ前基準との差額保護費を全額支給する。

12. イタリア、台湾の災害対応にならい、自然災害発災後 48 時間以内に TKB が避難所等に速やかに確実に届く仕組みを直ちに構築する。被災地の復興事業は国が責任を持つ。被災者生活再建支援金を 600 万円以上に引き上げるとともに、支給対象を、一部損壊を含む被災したすべての世帯まで広げる。宅地被害への補償制度を創設する。
13. 日本国憲法を守り、立憲主義を貫く。
14. 国連で採択された「核兵器禁止条約」をただちに署名・批准する。
15. 2015 年 9 月に強行された、戦争する国づくりを進める憲法違反の「安全保障関連法」は廃止する。
16. 名古屋港及び中部国際空港の特定港湾・空港としての利用を中止し、同指定を取り消すよう求める。危険な米軍機オスプレイの飛行を即時に停止させ、米軍基地への配備を撤回する。自衛隊への導入を中止する。
17. 沖縄県の名護市辺野古への米軍基地建設を中止する。地方自治を尊重し、沖縄県など関係自治体と真摯に協議を行う。
18. 名古屋空港の基地機能強化に反対する。小牧基地に配備された空中給油機を撤去する。F-35 の試験飛行を中止し、三菱重工業小牧南工場に対する同機のリージョナルデポ（整備拠点）としての指定を取り消すよう求める。
19. 賭博そのものであるカジノ解禁推進法を廃止する。
20. リニア計画は国の責任で問題点を検証し中止させる。同計画への財政投融资は中止する。
21. 地方財政については、医療や介護、子育てや地域振興など自治体の財政需要に見合った一般財源総額を確保し、地方交付税を充実する。

2.福祉日本一の名古屋をつくる

(国民健康保険)

22. 法定外繰り入れの機械的削減はやめ、国民健康保険料の値上げは中止する。均等割額の引き下げ率を5%から拡大することなどにより、高すぎる保険料を引き下げる。
23. 18歳までの子どもの均等割保険料を全額免除する。
24. 高齢者や障害者などを対象とする「社会的弱者」減免の申請件数が減少していることから、保険料納付通知書に同封する減免案内をわかりやすくするなど周知を徹底する。
25. 愛知県に対して以下の点を申し入れる。
 - ・ 県の一般会計からの法定外繰入で、市町村の納付金を引き下げる。
 - ・ 一般会計繰入金について削減・解消の義務付けや期限設定をせず、市町村の自主性を尊重する。
 - ・ 保険料の「完全統一」については、算定方式の変更などによる保険料値上げが懸念されることから行わない。
 - ・ 財政安定化基金は市町村財政および保険料の負担増とならない運用ルールとする。
 - ・ 国が自治体の国保財政基盤強化のために行う支援は、一般会計繰入金の解消や受診抑制につながる強引な医療費適正化推進の手段に活用せず、高すぎる保険料軽減のために活用する。
26. 保険料滞納者に対しては、税など重複する滞納があるなど複合的な困難を抱えているケースがあることから、差押えの強化ではなく、生活再建の支援を強める。そのために、区役所保険年金課も重層的支援体制整備事業の相談窓口として位置付ける。滞納の解決にあたっては、職員の対面による丁寧な納付相談を基本に、換価の猶予や処分停止の活用、分割納付など柔軟に対応する。
27. 保険料の長期滞納者に対しては、この間、資格証明書の交付をやめてきたことから、医療機関の窓口負担を10割とする特別療養費の支給という対応は行わない。
28. 医療費の一部負担金減免・猶予制度の周知を徹底し、一部負担金減免制度は保険料の

納付を引き続き要件とせず、収入基準額をさらに引き上げ拡充する。

29. 限度額適用認定証の発行にあたっては、保険料納付要件を廃止し、周知を徹底する。
30. 特定健診の受診率向上計画を作り、がん検診と合わせて受診者数を増やす。
31. 国保運営協議会については、愛知県および豊橋市・岡崎市・豊田市・一宮市などで実施している公募委員枠を設ける。

(介護保険・高齢者福祉)

32. 第 10 期介護保険事業計画において介護保険料の基準額を引き下げる。
33. 物価高騰の影響を受けている介護事業所にたいして、市独自に財政支援を行う。ケアマネージャーの更新研修費用の助成については、助成金額の引き上げなど拡充する。
34. 医療・介護事業者が、在宅医療・介護サービスを円滑に提供できるよう、登録された店舗駐車場や住宅駐車場を一時的に借用できる「ハートフルパーキング」を創設する。
35. 介護保険料減免制度について、新型コロナウイルス感染症の特例と同様に対象を、前年所得合計を「1000 万円以下」まで引き上げる。
36. 市として独自の介護サービス利用料減免制度を設ける。
37. 保険料滞納者に行う制度上の給付制限による要介護状態などへの影響を把握する。給付制限は設けず、必要な介護は正規の負担割合で受けられるようにする。
38. 障害者手帳等のない高齢者についても、税法上の「障害者控除」を新たに設け、その認定基準を、「障害高齢者の日常生活自立度」ランク A（準ねたきり等）以上とするよう見直す。対象者全員に認定書を送付する。
39. 特別養護老人ホームの待機者は 2025 年 4 月 1 日現在 1788 人(要介護 1・2 度の高齢者も含む)にのぼる。医療依存度が高く、身寄りのない生活困窮者で待機となっている高齢者の特養入所を保障するため、厚生院特別養護老人ホームの廃止方針は撤回する。待機者ゼロをめざして特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護などの整備を急ぐ。
40. 地域包括支援センターの中学校区単位の設置および人員拡充を行う。困難事例の増加に伴い体制を拡充する

41. 介護保険の認定に関する調査と事務は介護保険制度の要であるため、全部委託から市直営に戻す。
42. 介護予防・日常生活支援総合事業にかかる生活支援型訪問サービス、ミニデイ型および運動型通所サービスの単価は専門型サービスと同等にする。
43. 生活援助型配食サービスは、地域に密着した小規模事業者が参入・運営維持できるよう、配達単価の引き上げを含め制度を見直す。
44. 所得に関わらず高齢者の誰でも高年大学鯉城学園に入学することができるよう授業料に軽減制度を設ける。
45. 加齢性難聴に対する補聴器購入費用の助成制度を早期に創設する。高齢者の聴覚検査への助成制度を創設し、聴覚検査の受診機会を増やす。
46. 熱中症予防のために、65 歳以上の在宅高齢者等のいる低所得世帯へのエアコン設置助成を復活し、恒久化する。助成対象を障害者や子どものいる低所得世帯に拡大する。
47. 「高齢者虐待防止法」に沿って高齢者の安全を最優先に対処すると同時に、養護者（虐待者）に対する支援体制を充実する。
48. 敬老パスについては、負担金を引き下げることで交付率の向上が期待されることから、年額 5000 円を 3000 円に、3000 円を 2000 円に引き下げるとともに、世帯非課税の 1000 円は無料にすることを検討する。また、年間 730 回の利用回数制限は撤廃する。
49. 身体状況などにより敬老パスを利用できない方の交通・移動の権利を保障するために、タクシー料金助成制度を創設する。

（後期高齢者医療制度）

50. 愛知県独自で保険料と医療費負担軽減制度を設けるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合に求める。
51. 後期高齢者医療保険の滞納者に対する差押えは行わない。
52. 健康診査に係る費用の 2/3 について県費補助を求める。
53. 市独自の保険料負担軽減策を設ける。

（医療・保健衛生）

54. 70 歳～74 歳までの医療費負担について、市独自の高齢者医療費助成制度を設け、1割負担に戻す。
55. 障害者医療助成制度の所得制限を廃止する。
56. 愛知県に対し、福祉医療制度への所得制限および一部負担金の導入検討をやめるよう求める。
57. 愛知県に対し、子どもの医療費助成制度を 18 歳までに引き上げるよう求める。
58. 無料低額診療事業に歯科診療部門においても実施できるよう市独自の支援も設けながら、関係機関に要請していく。市大病院群において、独自に財源を確保し無料低額診療事業を行う。無料低額診療を国の責任で実施するよう国に強く要望する。
59. 高齢者対象の肺炎球菌ワクチンは、非課税世帯の無料接種を継続するとともに、その他の世帯について自己負担（現行 4000 円）を半減する。
60. 1 歳から小学校就学前年度相当年齢までを対象とする、おたふくかぜ予防接種を所得にかかわらず全額無料にする。
61. 5 歳児の多くが保育所等に在園していることから、5 歳児健診の実施にあたっては、関係機関や教育委員会と協議において、健診実施方法、健診後のフォロー体制について一体的に検討し早期に実施する。
62. 保健所支所（保健センター）において、引き続き公衆衛生医師の確保に努める。精神保健福祉士を各行政区・支所に複数配置する。
63. 平時から感染予防への体制強化として保健センターの保健師、衛生研究所の専門職種の人員体制を拡充する。
64. 子育て・虐待・精神・難病など困難を抱える市民への対応や、地域の感染対応力の向上の取り組みなど、保健師の役割は多岐にわたることから、保健師の小学校区単位の地域担当制を堅持し、中学校区単位の複数体制とする。
65. 感染予防対策として必要な環境業務に係る部署は、現在 4 ブロックのみの配置から、

各保健センター配置に戻す。

66. 救急医療の体制を堅持するため急性期病床を持つ医療機関への支援を拡充する

67. 医師や看護師など、医療スタッフの確保・養成に対し市は責任を持ち、名古屋・尾張中部医療圏の医療供給体制を整備・充実する。

(障害者福祉)

68. 65 歳以前から障害サービスの利用で生活・生命維持している障害者については、65 歳に到達した場合でも介護保険優先ではなく、本人の意向に基づき、障害者福祉サービスを利用できるようにする。

69. グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに、市独自の加算や補助金額を拡充する。施設建設補助金の増額や市有地の無償貸与などで、整備を促進する。

70. 短期入所・緊急時受け入れ対応の箇所数の拡充と同時に、利用促進のための運営体制の支援を拡充する。

71. 障害者の高齢化に伴う 2 次障害、認知症、生活習慣病の進行などに対し、医療管理、機能維持訓練の必要性から、障害者グループホームにおける医療専門職の確保に対する支援を行う。

72. 障害者グループホームにおける虐待事案を踏まえて、障害福祉サービス事業者の指定にあたっては、事業指定の提出書類以外に事業計画、財務関係書類などの提出を求めるとともに、運営指導・監査の際に問題を早期に発見するため、障害者支援の実践経験のある専門員等を同席させる。

73. 障害を理由に権利としての人間らしい自由な外出・余暇活動を侵害することがないよう、重度訪問介護の「その他の外出」における利用時間については、本人が希望する時間に応じて決定する。

74. 就労のために必要な外出支援については、通勤、営業活動などの経済活動のための外出についても認めるよう国に働きかける。

75. 障害者雇用について、就労継続支援事業所も含めた実態調査を行い、雇用環境の改善

に努める。職業指導員・生活指導員の研修、交流の機会を充実する。3年に1回の実地監査を増やす。倒産や廃業による影響を最小限にいくとめる。

76. 法定雇用率の引き上げを踏まえ、市内企業に対してより積極的に雇用を働きかける。外郭団体や指定管理者、委託事業所を含め、市として障害者雇用の拡大に率先して取り組む。法定雇用率未達成の市長部局・企業局および外郭団体があれば早期達成を働きかける。
77. 悪質と思われる就労継続支援A型事業所などの事案に対しては愛知労働局とも連携し対処できるようにする。国に必要な制度改善を求める。
78. 困難ケースが増加している実態や相談員不足によるセルフプランが多いことを踏まえ、障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所の相談支援専門員の体制を充実する。
79. 障害者グループホーム等での危険な一人夜勤を解消するため、複数夜勤体制に特化した市独自の補助制度を創設する。
80. 障害者の自立と社会参加を図るために、福祉特別乗車券、重度障害者タクシー料金助成に障害者自動車燃料券を追加し、いずれかを選択できるようにする。

（市立大学病院）

81. 東部・西部医療センターは、住民に身近な地域医療支援病院としての機能を維持する。小児、周産期などの不採算医療に対する財源措置を堅持する。
82. みどり市民病院の移転改築に向け、災害時に災害協力病院としての機能を強化し、住民の理解と納得が得られるように進める。災害時に被災者を確実に搬送できるよう周辺環境を整える。
83. 経済的理由で入院助産を受けることができない妊婦のための「助産施設」の周知を図り、西部、東部医療センターでの受け入れを増やす。
84. リハビリテーション病院とリハビリテーションセンターとの医療と福祉の連携について、高次脳機能障害等の患者の発症から社会復帰に至るまでの連携施設として積極的に入院を受け入れ、症例の研究・発表等に取り組む。地域医療に還元していく。

（生活保護・貧困対策）

85. 上下水道料金の生活保護世帯に対する減免制度を継続する。
86. 最高裁判決を踏まえた生活保護の追加給付については、保護廃止世帯など申し出が必要な世帯への周知を徹底する。
87. 生活保護の相談・申請にあたっては、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」など違法な「水際作戦」を行わず、生活保護が必要な人には早急に支給する。申請者の意思に反して窓口で扶養照会しないことを徹底する。
88. ケースワーカーの一人当たりの担当世帯数（2025 年度平均 100 件）を国標準数（80 件）とする。あわせて、査察指導員についても国標準数通り配置する。
89. 女性の受給者が求める場合は、女性ケースワーカーが担当又は同行する。
90. 猛暑による熱中症予防・電気代高騰対策として、本市独自のエアコン設置助成制度を創設し、生活保護受給世帯に対しては高齢者に限定せずに対象とするとともに、低所得世帯に対して電気代への経済的支援を行う。
91. 就労支援は寄り添い型でていねいに行う。社宅付き就労の推奨は、解雇や傷病等で退去又は借金を背負う事例が後を絶たない。安易な社宅付き就労ではなく、意向に沿い独立した住まいが持てるよう、関係機関と連携し対応を徹底する。
92. 自立支援事業・一時保護事業の実施施設について早急に個室化を進める。
93. 住居のない方の住まいについて、保護施設への収容に限らず、希望者が一般住居への入居を選択できる仕組みをつくる
94. 孤立死対策として各局およびライフライン業者などとの連携を強め、情報の共有化と迅速な対応を進める。生活困窮による水道料金などの未納者には、給水停止前に必ず連絡をとるなど、相談につなぐ対応を徹底する。
95. 生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業について、法外な値段で生活必需品を売るなど「貧困ビジネス」といわれる不正事例をなくすため実態調査を行う。許認可制の導入を国に求め、監視と指導を強化する。

3.子どもの成長と発達を中心に据えた保育・教育行政の推進

(保育・幼児教育等)

96. 国に保育士配置基準のさらなる引き上げと、公定価格の引上げを求める。
97. 公立保育所の新たな削減は行わない。保育士の正規雇用を増やす。
98. 市立幼稚園の5園廃止計画は撤回する。朝夕の延長預かり保育を全園で実施する。要配慮児も含めた幼児教育に関する相談機関として、「ハートフレンドなごや」を位置づけ、広報する。
99. 公立幼保連携型認定こども園については、クラス運営、職員体制、給食、要配慮児童、保護者対応等の検討の場に、当事者（保護者）が参加できるよう、公募枠を設ける。
100. 公立保育所は、4・5歳児 25対1、3歳児 15:1、1歳児 5:1を全所実施する。
101. 保育環境の充実を図るため、市独自に、0歳児 2:1、1歳児 3:1、2歳児 4:1、3歳児 10:1、4.5歳児 15:1とする。
102. 2026年4月1日時点で1004人にのぼる「隠れ(保育所等)未利用児童数」のうち、アレルギー・要配慮児・兄弟入所、保護者の生活状況によって、特定園を選択せざるを得ない状況もあることから、待機解消に責任を持ち、認可保育所の整備を進める。
103. 3～5歳児は給食費も無償とする。無償化の対象外である0～2歳児については、所得制限なく保育料を無料にする。
104. 公私間格差を是正する民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持する。
105. 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の実施主体は市内で認可保育事業の実績がある保育所等とする。公立保育所における「定期的な預かりモデル事業」は本格実施とし、全区に配置する。一時保育制度の受け入れ保育所を拡充する。
106. 病児・病後児デイケア事業を全支所管内に設置するとともに、さらに需要の多い地域へ設置を拡大する。利用手続きの簡素化、利用料の軽減、保護者の仕事の始業時刻に間に合う開所時間の設定など、利用しやすい制度へ改善を図る。
107. 特別な配慮を必要とする子どもの受け入れを進めるため、障害認定がなくても保育

所の判断で加配・加算できるようにする。障害児受け入れに年齢ごとの加算を創設する。
公立保育所の障害児対応は、保育士資格の加配を行う。

108. 小規模保育事業などの認可基準については、保育にあたる職員はすべて保育士有資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置するなど、施設・事業の違いによる保育の格差を生じさせない。
109. 老朽化が進む公立保育所について、計画的に早急に改築を行う。
110. エリア支援保育所をはじめ、保育所などにソーシャルワーカーを配置する。各保育所等に看護師をみなし保育士とせず配置する。
111. 営利企業の保育所経営への参入を拡大させない。

（放課後児童対策）

112. 深刻な学童保育指導員不足を解消するため 指導員確保のための助成を拡充する。
113. 学童保育などを利用できない児童が 58 人（昨年度から+11 人）となり、学童保育のない学区の利用待機児童が増えていることから、学童保育の施設整備、新規開設などを支援強化する。
114. 保育環境として適正な 40 人以下となるよう、大規模学童保育の分割に伴う小規模学童に対し、運営費助成を拡充する。10 人未満となっても継続運営できるよう市として柔軟に対応する。移転が必要となった場合、土地を確保するため公有地のあっせんなど賃借土地の紹介、地代補助の導入など支援策を講じる。
115. 学童保育所に無償貸与される専用室（プレハブ）は、早急に断熱性を高める構造へ転換する。プレハブではなく木造平屋建築を標準とする。
116. トワイライトルームは学童保育所と同等に子どもの生活の場として安心して過ごせるよう運営の充実と専門職による職員体制の充実を図る。
117. トワイライトルームの開設にあたっては、保護者、住民の合意を前提とする。
118. 学童保育所の法人運営への移行については、営利法人の参入は認めない。

（療育・障害児福祉）

119. 増加傾向にある発達障害の方の支援に関わる分野全般に対応できるよう、子ども福祉課と並列とする子ども発達支援課(仮称)へ格上げする。
120. 医師不足等による療育センターの初診予約の「2～3 か月待ちはあたりまえ」を直ちに解消し、子どもの権利として必要な時期に診察・療育が受けられるようにする。療育の受入れ体制の拡充と必要な施設整備を行う。
121. 西部地域療育センターの民間移管はしない。
122. 中央療育センター通園部は、障害特性に応じた保育運営と専門職の職員配置、送迎を行う。
123. 障害児、医療的ケアの受け入れが進むよう、保育所や学校、放課後デイサービスなどを巡回・療育指導するための、地域療育センターの体制を強固にする。
124. 公民の保育所、幼稚園等の保育士、幼稚園教諭等が発達支援相談に責任を持てるよう「発達相談支援コーディネーター(仮称)」研修制度を創設し、各園に配置する
125. 地域療育センター6カ所目の整備の具体化を進め、地域支援・調整部門の強化を行う。
126. 放課後等デイサービスの実態を調査・把握し、子どもたちの年齢と発達段階に応じた環境整備を進める。職員の研修や養成の充実を図る。
127. 医療的ケア児の日常を支える体制を構築し、保護者の身体的・経済的負担の数値的目標を持つ。特殊な知識・技術が必要となる居宅介護やショートステイの事業所を増やすため、補助・支援制度を充実させる。
128. 強度行動障害を有する児童を受け入れる事業所等に対しては、「もう一人児童指導員又は保育士が必要」との認識に立ち、市独自で支援の枠組みをつくる。

（小・中学校）

129. 住民合意のない小学校の統廃合及び小・中統合・高校の廃校を行わない。小規模校の良さを生かした学校づくりへと方針を転換する。

130. 市立中高一貫校は、競争の激化、中学段階で学力による格差を拡大する可能性が否定できない。先行実施した県立高校の中高一貫校による影響を把握し、当事者、市民抜きに進めない。
131. 小学校3年生以降30人学級、中学校3年生35人学級へ拡充する。
132. 過大規模校は地元住民と合意形成を図りながら必要な分割と新設で解消を急ぐ。
133. なごやか中学校(夜間中学)のPRを積極的に行う。夜間中学の特性に応じた教職員定数を国に求め、きめ細かい個別指導ができるよう市独自に教職員配置を拡充する。教職員の教材研究、先進自治体への視察などの活動が保障されるよう予算を確保する。中川区、港区など不就学児童生徒が多い地域に2か所目の夜間中学を設置する。
134. 増加する外国籍の子どもが在日年数や学年に関わらず、初期日本語集中教室をうけられるよう、設置個所をさらに拡大する。母語支援員、日本語教師は会計年度任用ではなく正規採用する。
135. 中学校のスクールランチについては無償化するとともに、全員制給食に転換する。給食時間が短く、食を育むとは言い難い状況がある。各学校の判断とせず、給食時間の実態と影響を把握し、改善する。
136. 小学校給食は「直営・自校方式」を堅持する。給食調理業務の外部委託の拡大は中止し直営に戻す。給食調理員の正規採用を増やす。教育の一環である給食の運営に係る経費は削減の対象としない。地産地消、オーガニック給食などを積極的に進め、質量ともに充実する。
137. 食育の推進のために栄養教諭の配置を拡充する。中学校や高校でも食育を進める体制を整える。

(高校・特別支援学校)

138. 高校の少人数学級を進める。
139. 高等学校給付型奨学金は、経済的に困難な生徒に対し学業を支援するものとしてすべての非課税世帯を対象とする条例にみなおす。

140. 市立定時制高校は堅持し、特に志望者が多い昼間定時制について、志望者全員が入学できるよう定員を増やす。
141. 特別教室の転用などで教室不足が続く特別支援学校については、環境改善に取り組む。バス通学の所要時間は 30 分以内を目標に改善を図る。
142. 発達障害通級指導教室を全小中学校に設置する。中学卒業後の進路選択を広げるため、発達障害であって市立高校進学を希望する子に対して、通級指導教室を導入する。

(学校運営)

143. 教員の未配置をつくらない。そのために、教員定数は正規教員で構成し、臨時教員の正規教員としての採用も含め正規教員採用を大幅に増やす。非常勤講師の産休、育休を保障し、教育に「穴」を空けないため代替講師を直ちに配置する。
144. 「過労死ライン」を超える教職員の長時間労働、精神疾患などによる休職が多いため、教員の持ち帰り業務も含め本人の申告によって正確に労働実態を把握する。
145. 非常勤講師に対し、授業準備、生徒指導などに係る時間に対しては労働時間として取り扱い、残業代を支払う。非常勤講師の任用制限を撤廃する。
146. 教科書の選定にともなう教科書展示会を市民が閲覧しやすい環境にするために、すべての図書館を教科書展示会場とし、展示する冊数も増やす。
147. 就学援助制度の所得基準は保護基準の 1.5 倍とする。
148. 小中学生の補助教材及び学用品等を学校備品として整備する、学校指定品(指定メーカー以外の市販品も可とする等)の見直し等、保護者等の負担軽減を図る。市立高校生のタブレットは、引き続き無償レンタルでの支給を継続する。
149. 特別支援教育就学奨励費について、就学援助制度と同様に入学前支給とする。
150. 高校校舎の老朽化による実害が発生していることから市立高校の一斉点検を行う。防災の観点からも市立高校の特別教室及び体育館の空調設備設置計画を速やかに進める。児童生徒登下校時に使用するネッククーラーなど冷却物を下校時に使用できるよう冷却可能な保管スペースをつくる。

151. 学校校則は、子どもの意見を反映し民主的に見直しが可能となるよう、校則の改定に関わる項目を加える。校則はインターネット上で公開する。
152. 女性児童・生徒にとって欠かすことができない生理用品を各学校、野外学習センター等、児童生徒が一定時間生活する場のトイレに常時配置し、必要とする児童生徒が断りなく利用できるようにする。
153. 部活動の活動基準の制定以降、土日クラブ活動への任意参加で、会費、ユニホーム代等の新たな保護者負担とならないよう、負担の実態を把握と低所得者への支援を行う。
154. スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを小学校、中学校および高校（定時制を含む）に配置する。正規職員として採用する。
155. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。

（「いじめ」のない安心できる学校づくり）

156. 目の前の「いじめ」から、子どものいのち、心身を守り抜くために「いじめ」を解決した実践から教訓をくみとる。なぜ「いじめ」がここまで深刻となったかその要因を教育や社会のあり方の問題と捉え、根本的な対策を考える。
157. いじめへの対応を絶対に後回しにしない命最優先の原則に立ち、子どものささいなことでも様子見せずに対応するため、教職員・保護者の情報共有を重視する。被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応する。被害者家族の「真相を知る権利」を尊重し、学校側がつかんだ情報を隠さない。
158. 子どもの自主的活動を育み、いじめを起こさない人間関係を子どもたちのなかにつくる。子どもがSOSを出しやすく、安心して相談できる体制をつくる。子どもの権利相談室「なごもっか」を積極的に周知し活用する。
159. いじめに対する意識が高まることで、認知件数も増加することは必然であり、数の減少を目的にしない。教職員の「多忙化」を解消し、少人数学級推進、養護教諭・カウンセラーの増員など、教員が「いじめ」に向き合う環境をつくる。
160. なごや子ども応援委員会は、いじめについて子どもの権利擁護の機関として学校と

他機関との連携など実効的な組織・運用になるよう充実させる。

161. いじめの重大事態は速やかに認定する。「いじめ対策検討会議」は、教育委員会および学校が調査対象となることもあるのでいっそうの中立性・公正性のあるものにする。
162. 情報開示の是非については被害者および保護者の意向を尊重する。また、遺族の心情に寄り添った誠実な対応をする。

(不登校)

163. 不登校が増加し続け、国際的に日本の子どもの自己肯定感は低く、子どもの自殺率の高いことから、子どもたちが強いストレス状態に置かれているとの認識に立ち、何よりも安心して休む権利を保障する。「不登校支援に関する情報」として、相談窓口、親の会、校内フリースクール、市内フリースクール（助成制度）等の情報を一元的に提供する。不登校関係者による教員研修を進めるなど、学校での相談体制を充実させる。学校外の公的相談窓口も拡充する。
164. 学校として不登校児童生徒や保護者の要望に柔軟に対応し、出欠連絡や宿題などでの負担を減らす。
165. 小学校内フリースクールを全校に拡大する。フリースクール等で行われている、心の傷のケアや養育への助成を行う。
166. 不登校は介護休業の対象であることを親に周知し、取得希望者を支援する。
167. 親の交流会を支援し、親同士が安心できるネットワークを構築できるよう支援する。
168. 公立高校の募集定員に不登校生の枠をつくる。

(子どもの権利・子どもの貧困対策・その他)

169. 子ども施策全体の水準を引き上げるために、貧困対策の予算を増額する。
170. 子育て支援の情報が、地域や子育て家庭に分かりやすく伝わるようにする。
171. 子どもが意見表明する機会を学校教育や行政機関など子どもに関わる施策分野で保障されるようにする(子どもの意見を聞く機会)。病気や障害、外国籍、LGBTQ(性的マイ

ノリティー)など多様な背景を持ち、社会的支援を必要とする子どもの意見表明に重きを置く。

172. いじめや虐待、貧困などの諸課題については「子どもの権利条約」および「なごや子どもの権利条例」に基づき、子ども青少年局と教育委員会などが地域やNPOと協力して、予防・支援などの体制を強化する。
173. 子どもの移動の権利を保障するため、18歳までの市バス・地下鉄の料金半額制度を創設する。
174. 学校において、「子どもの権利条約」および「なごや子どもの権利条例」を学ぶ機会をつくる。
175. 権利の侵害があった場合の相談機関「なごもっか」について、機関紙・携帯用カードを配布するとともに、学校、児童館、児童相談所、入所施設等子どもが利用する関係機関にも掲示し周知を図り、子どもがいつでも活用できるようにする。
176. 教育支援センターと地域の不登校支援団体等の連携で、子どもや親の孤立防止や学習・生活支援等に取り組めるようにする。
177. 増加する虐待事案に迅速に対応するとともに、担当者の業務量の過重を避けるため、児童福祉司と児童心理司を大幅に増員する。連携する区役所の職員体制も強化する。
178. 児童相談所の一時保護所の過密状態の解消と個室化を早急に進める。職員体制の拡充を直ちに行う。保護された子どもたちの学習支援環境を充実する。
179. 児童養護施設入所者の退所後の生活基盤を確保するため、自立援助ホームなどの居場所の確保を進める。入居施設の個室化を進める。
180. 児童館の企画・運営に子どもたちが主体的に参画する仕組みを発展させる。児童館の機能と役割を再整理し、子育て支援のための機能を高めるとともに、エレベーターの設置を含めたリニューアル改修を進める。
181. 大人の干渉なく中高生が自由な発想で思い切った活動ができる場として、児童館や青少年交流プラザの活用を拡大していく。
182. 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、子どもの貧困の実態を把握し、

改善のための行動計画を当事者の参加も得て作成する。手当の増額など、ひとり親世帯への経済的支援施策を拡充する。

183. 「子ども食堂」をはじめ、子どもたちの居場所づくりや学習支援などに取り組む市民活動へのサポートを団体の要望に沿って拡充する。

184. 学習支援事業の対象となる児童生徒の年齢や要件を緩和・拡大する。学習のみならず、福祉的視点を持ち家庭、学校との連携もできる支援を事業に位置づけ、そのための人件費相当の補助額を拡充する。

185. ヤングケアラーが、「家族を助けるのは当たり前」として子ども期にケア労働や我慢する背景があることから、子ども期の大切さ、社会的支援の責任について認識できるよう学校教育の中で、学ぶ機会を設ける。「ヤングケアラー専門相談窓口」の周知を広く図ること。ケアラーから脱却するために、親等の介護に必要な支援の仕組みを拡充する。

(若者支援)

186. 成人期に出現する発達障害については、一次相談機関である発達障害者支援センター(リンクス)が、適切な助言とともに就労先などへも伴走し助言できる体制へ充実する。センターは直営を堅持する。

187. 経済的に困窮する学生のために、市内の大学生、大学院生に対する市独自の給付型奨学金制度を創設する。学生・市民団体に取り組む食料支援などの活動を支援する。学生の声を直接聞くなどの機会を設ける。

188. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進を図る。ユースクエア（名古屋青少年交流プラザ）や、子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。就職活動支援やニート・引きこもり支援、スポーツ・文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。

189. 労働者を不当に扱う「ブラック企業」「ブラックバイト」などに特化した相談窓口に加え、労働者を不当に扱う企業への指導監督を関係機関に強力に働きかける。また本

市におけるそうした悪質な企業の実態調査を行う。

190. 不安定就労の若者への支援を当事者が集う場もつくりながら進める。

191. 市内に在住・在勤する若者を対象とした市独自の奨学金返還支援制度を創設し、奨学金の返済に苦しむ若者の負担を軽減する。

（名古屋市立大学）

192. 名古屋市立大学への運営費交付金を増額し、教育と研究の予算と人員を確保する。

193. 名古屋市立大学を学生負担軽減モデル大学と位置づけ、学費の引き下げ、学費減免制度の拡充、スタート支援奨学金の拡充など学生の負担軽減を大胆に進める。

（図書館・社会教育）

194. 図書館格差をつくる「なごやアクティブ・ライブラリー構想」は市民の学ぶ権利や平等利用を損なうものであり、市民の合意が得られていない。当構想は撤回する。

195. 公立図書館は 1 区 1 館を堅持した上で、市民意見をよく聞き、市民のための図書館づくりを行う。若者の図書館利用を増やすための取り組みを進める。

196. 公立図書館としての「中長期的な運営の継続性」が担保されていない指定管理者制度導入館は直営に戻す。

197. 図書購入費を増額する。図書館司書の正規採用を増やす。

198. 学校司書を早急に全小中学校に配置する。学校司書の専門性と経験を評価し正規採用としていく。

199. 生涯学習センターの体育室について、全施設にエアコンを設置するとともに、洋式トイレを増やす。

4. 中小企業の活性化で雇用と内需の拡大に貢献する

(中小企業支援・雇用)

- 200. 物価高騰の影響を受ける中小零細事業所に対する直接支援を行う。
- 201. ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金等の返済に際し、債務の軽減・免除・返済猶予等に必要な財政的支援を行う。
- 202. 市内中小企業を対象とする訪問調査の結果を速やかに公開し、その成果を施策に反映させる。引き続き訪問調査を行い、4 人以下の小規模事業者への訪問を増やし、実態把握に努める。成果内容を工業研究所など関係機関と連携し、新たな産業の提案に活かす。
- 203. 気候危機打開にむけ、市として名古屋市工業研究所などのノウハウを活用し、省エネルギー、再生エネルギー分野の業態への転換支援を強める。
- 204. 工場・店舗等の家賃や設備リース料、電気・ガス代などの固定費補助制度を創設する。
- 205. 無担保・無保証で納税要件も配慮した、小規模事業者への緊急支援融資制度など、市独自の金融支援策を講じる。
- 206. 責任共有制度による銀行審査が、信用保証付き制度融資の迅速な審査と利用の障害にならないよう、関係機関に働きかける。
- 207. 小規模企業振興資金の利用者に対する保証料補助制度を創設する。小規模事業振興金融公社への支援を強め、融資対象を拡充する。
- 208. 公証人による保証意思確認の義務化により、第三者保証人を立てられない小規模事業者などへの小規模事業金融公社の対応として創設された民間保証機関の保証料率の低減を進める。
- 209. 学生の希望や特技などをよく聞き取り、また中小企業の魅力を学生に伝え、お互いのニーズに沿う採用につなげる機会を強化する。
- 210. 短期的な就労支援から正規雇用につながる支援に、雇用施策の基本を切り替え、職

業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。非正規雇用から正規雇用への転換目標を設定し、正規雇用を拡大した企業を支援する。

211. 男女賃金格差を縮小しジェンダー平等を進めるため、非正規雇用の女性を正規雇用に転換した中小企業に対し助成する。

212. 下請け業者の相談をていねいに受けとめる体制を整える。市が小規模事業者に対して行っている専門相談や訪問活動について、積極的に周知を行う。

（公共事業・公契約）

213. 公共事業の中身については、公共インフラの老朽化対策にシフトする。

214. 中小企業向け官公需発注比率及び同金額をともに引き上げる。

215. 賃金水準の変動を反映した契約金額の変更が、二次以下の下請け業者に対して徹底されるよう、元請けの報告を求める。

216. 「公契約条例」を制定する。市が発注する公共事業や委託事業について、執行状況の把握と指導を強め、適正な賃金や事業費を確保する。

217. 市発注の工事受注業者に対し、下請け業者との契約時に適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入が行なわれるよう、徹底した指導を行う。下請けへの未払いなど悪質な実態が判明した場合には、発注者として、受注業者に対し調査を行い改善させる。

218. 業務委託や指定管理者制度の下で働く人の賃金・報酬単価は時給 1700 円以上とする。

219. 資材の高騰や人手不足などによる入札不調、契約成立後の事業費追加補正などに即対応できるよう入札制度を改善する。

220. 契約金額が特に高額な案件について、応札業者が一者のみで落札率が 95%を超えた場合には、競争性や価格の正当性など必要な調査を行うとともに、入札のやり直しも検討する。

221. 最低制限価格の設定方法については、平均入札額を設定基準の一つとすることによって、公正性が疑われる入札結果がみられることから、見直しを検討する。

5.環境・防災の先進都市をめざす

(地球温暖化防止・再生可能エネルギー・脱原発)

222. 地球温暖化防止のため、「気候非常事態宣言」を行うとともに、2050 年までの温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を表明する。
223. 「低炭素都市 2050 なごや戦略」の名称を「脱炭素都市…」に改め、2050 年の長期目標を 8 割削減から「実質ゼロ」に引き上げる。
224. 市民の力で太陽光発電などを進める「市民・地域共同発電所」を支援する。バイオマスエネルギーの利活用の拡大を図る。
225. すべての市施設で使用する電力を 100%再生可能エネルギーに転換する。
226. 住宅用太陽光発電の設置を促進するために、初期費用をゼロにする「0 円ソーラー」を導入する。
227. 住宅の断熱化を進めるため、住宅等の脱炭素化促進補助制度を拡充する。
228. 公共施設の新築・改築の際に、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、地中熱利用設備（ヒートポンプシステム）を率先して導入する。
229. 市の公共事業においてライフサイクル・アセスメントを実施し、調達、建築、運用、メンテナンスにいたる全過程で CO₂ 排出量を公開する。
230. 中小企業の省エネルギー対策への支援として引き続き、環境保全・省エネルギー設備等導入補助を継続する。環境保全・省エネルギー設備資金融資制度における利子に対する全額補助を、省エネ設備にも拡大する。
231. 熱中症対策については、気候変動対応策の一環として位置付けるとともに、市内の全部局が参画する「熱中症対策会議」を立ち上げ、総合的な対策を推進する。
232. 大気や食品などの放射線を測定できるよう、放射線測定機器を各保健センターに備える。
233. 浜岡原子力発電所の廃炉と、大飯原発をはじめとする福井県原発群の再稼働中止を、中部電力および関西電力に申し入れる。

(環境保全・公害・ごみ減量・水)

234. 名古屋駅周辺や栄地区の再開発などにおいて、環境保全の立場から、環境アセスメントの規模要件を引き下げ、対象となる事業を拡大する。
235. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。大気汚染常時監視測定局を増設する。
236. 沿道環境改善策として名古屋南部地域の国道 23 号線で始まった、大型車に中央寄り走行を要請する「国道 23 号線通行ルール」の徹底に、市も責任をもって取り組む。企業へ個別に呼びかけるなど、効果的な啓発を強める。
237. 三菱重工小牧南工場における F-35 の機体の整備拠点（リージョナル・デポ）としての指定に伴い、県営名古屋空港において、F-35 の試験運転を含めた自衛隊機による航空機の離着陸回数が増加している。航空機騒音測定の測定地点・期間など監視体制を強化する。
238. 「エコパルなごや」における公害被害の歴史を後世に伝え、公害被害に関する映像・展示コーナーを拡充する。
239. 送電線や基地局からの電磁波の健康への影響について不安をもつ住民が少なくないことから、学校や病院、住宅街等における電磁波環境を定期的に測定し、その結果を公表する。
240. 家庭系可燃ゴミの約 3 割を占める生ごみを削減するため、生ごみを分別収集・資源化する。
241. プラスチック製・紙製容器包装の資源分別率が上がらないことから、ワンルームマンション・共同住宅居住者など対象者を絞って分別の説明会を開くなど、広報・啓発を強化する。
242. 世界的課題であるプラスチックごみの削減に向け、市内企業に対して不必要なプラスチック製品を生産しないよう働きかけるとともに、環境に優しい代替製品の開発を応援する。

243. ごみ収集を担う職員については、日常的な住民サービス向上と安定的な技術継承および災害時のセーフティネット維持に必要な人員を確保するため、新規採用をさらに増やす。
244. 上下水道料金の福祉減免対象者を非課税世帯へ拡充する。
245. 災害時のライフライン確保のためにも、水道事業などの直営を堅持する。
246. 上下水道局について、上下水道の技術継承や大規模災害時の対応に必要な新規職員を計画的に採用する。
247. 新堀川・堀川・山崎川・中川運河の水質改善、浄化および護岸の緑化を進め、親水空間として整備する。とりわけ新堀川は浚渫の効果を検証しつつ、悪臭調査を継続、結果を市民に公表し、水流の確保などの抜本的な対策も検討する。
248. 必要性も緊急性もない木曽川水系連絡導水路事業については中止を国に求めるとともに、事業から撤退する。
249. 水質保全のためにも、長良川河口堰の開放を求める。

（防災・消防）

250. 堀川および尼ヶ坂断層など、市内に推定されている断層について、さらなる詳細な調査を国に求める。
251. 市内 406 地域の土砂災害警戒区域および 287 特別警戒区域については、愛知県に対して必要な開発規制を求めるとともに、対象となる区域の安全対策を具体的に構築するよう求める。
252. 港防災センターの機能を高め、名古屋大学減災館、名古屋都市センターとの連携を図り、災害の歴史を踏まえ、活かした防災まちづくりを進める。
253. コロナ禍の教訓を踏まえ、感染症を含めた複合災害に対応できるよう地域防災計画や事業継続計画（BCP）を見直す。
254. 防災・減災・復興において、ジェンダー平等の視点で女性や子ども、高齢者、障害者当事者の意見を具体的に取り入れる。

255. 想定最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成を促進し、訓練の実施を支援する。
256. 大規模な風水害などに対応するため、広域避難や後方支援について愛知県や近隣市町村などとの連携を強化する。
257. 学区や自主防災会における住民主体の防災活動がすすむよう、避難行動マップや地区防災カルテの作成・充実および訓練などでの活用を支援する。
258. ハザードマップを実際の避難行動に活かすために必要な周知と訓練を行う。
259. 高齢者や障害者、妊産婦に加え、支援を希望する難病患者や手帳をもたない障害者などの避難誘導計画の作成も進めていく。介護支援専門員なども加えて災害時ケアプランを個別に作成する。
260. NPO などとも連携して、地域の防災リーダーを育てる。
261. 南海トラフ地震の高まる危険性、異常な集中豪雨の現状からも、速やかな津波避難ビルの指定拡大、浸水想定地域での新たな高層建築物の津波避難ビルの機能、浸水想定地域のコミュニティセンターの3階以上への建て替えを進める。津波避難ビルが不足するゼロメートル地帯には、津波避難施設「命山」を必要に応じてつくる。
262. 南海トラフ地震臨時情報発表時に事前避難が必要な地域について、十分な避難先を確保するとともに、必要な訓練を行う。
263. 臨海部の開発などに際しては、防災拠点として多面的に活用できるオープンスペースの確保に努める。
264. 浸水想定区域の見直しを踏まえ、避難所および指定緊急避難場所の配置を見直し、安全確実な避難先を拡充する。
265. 分散避難先として、市内外のホテル・旅館、民間団体などの会議室・研修センターなどの活用も引き続き積極的に行っていく。
266. 分散避難により多様な形態の避難所が必要となることから、福祉避難所の設置場所を宿泊施設に加え、私立学校等受け入れ可能な施設を拡大する。
267. リスクが高くなる基礎疾患のある方や高齢者や妊産婦などのための新たな避難先の

確保を早急に進める。妊産婦・乳幼児の避難先として、看護専門学校や保育関係の大学などに避難所設置の協力を求める。

268. 指定避難所のバリアフリー化については、整備状況を随時、住民に公開し、意見・要望を整備計画に反映していく。ユニバーサルデザインの具体化を進める。

269. 避難所運営に女性の視点を抜本的に取り入れ、女性用トイレの設置数を男性用トイレの3倍（スフィア基準）にするなど、女性や子ども等の特性に配慮したトイレや着替え・授乳などの専用スペースを確保し、配置図を施設内に掲示する。

270. 指定避難所における避難生活の質の向上を図るため、段ボールベッドや間仕切り、スポットクーラーなど良好な生活環境の確保に資する物資について、事業者との供給協力を拡充する。

271. 指定避難所にある給食調理場や家庭科室を避難時の利用スペースとして位置付け、災害時にも温かい食事が摂れる環境を整備する。また、飲食店やキッチンカーなどの事業者に働きかけ、温かい食事を避難所に提供してもらう協力体制をつくる。

272. 在宅避難や車中泊などの避難者に対してのニーズを把握するとともに情報を伝えるためのシステム整備を進める。

273. ペットを飼育している人が安心して避難できるようペット同伴コーナーを作るなど、ペットと一緒に避難できる環境を整備する。

274. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など、水際の防災施設の総点検を行い、構造物の耐震化や地盤の液状化対策などの補強改修を急ぐ。

275. 能登半島地震の被害状況を踏まえ、建築物の耐震改修を促進・加速させるため、民間木造住宅の耐震診断および改修工事への助成制度をさらに拡充するとともに、改修費用の無利子貸付制度を創設する。

276. 家具転倒防止を NPO や市民の力も活かしてさらに促進する。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体を、NPO などの市民団体へ拡大する。

277. ブロック塀などの撤去助成について、道路沿いに限らず広場や公園に隣接する塀も対象とするとともに、代替となる軽量フェンス設置への助成も行う。危険な塀の調査を

継続する。

278. 上下水道管の耐震化および老朽化対策を進める。

279. 液状化対策と軟弱地盤の改良に取り組む。

280. 集中豪雨による道路冠水、住宅などへの浸水対策を強化する。

281. 雨水流出抑制策を市民の協力のもとに進めるために浸透性舗装、浸透ます、雨水タンクなどの助成制度のPRに努め、活用を促進する。

282. 河川敷での樹木の伐採および除草などを着実に行う。中小河川の浸水対策推進プランを着実に進める。

283. 「消防力の整備指針」に基づく消防職員の必要数を早急に実現する（2025年度充足率は98.5%）。

284. 災害廃棄物処理計画の実行を担保できる人員・車両・機材を維持する。

285. 大規模災害に対応するため、区役所、土木事務所などの防災担当職員の体制強化と災害対応のスキルアップを図る。

286. 被害が局地的で「災害救助法」が適用されない規模の災害でも、必要な支援が即時に行えるよう体制を整える。

287. 「被災者生活再建支援法」の助成対象外となっている、「一部損壊」住宅に対する、市独自の住宅再建支援制度を設ける。国制度と合わせて全壊家屋への最高額が600万円以上となるよう、市独自に助成金を上乗せする。

288. 地盤沈下や斜面の崩れなどを含む、宅地被害への補償を検討する。

6.にぎわいとうるおいのある、暮らしやすいまちづくり

(まちなのにぎわい)

289. 高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」において、民間事業者や商店街、NPO などによるミニ店舗や移動販売を支援するとともに、「お買い物タクシー」など、買い物機会の提供につながる事業を創設する。
290. 「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」に基づき、安全・安心・快適な環境を維持し、魅力と活力ある繁華街となるよう、引き続き商店街や関係部署との連携を密にして、必要な対策をとる。
291. 「卸売市場法」改正に伴う関連条例の運用にあたり、市場関係者の意見を十分に聴取し、消費者への安定供給、公正な価格形成などに寄与している現行の取引ルールを堅持する。そのために、「差別的取扱いの禁止」を維持し、「第三者販売の禁止」「直荷引きの禁止」「商物一致原則」などの行為を遵守事項とする。
292. 中央卸売市場は公設公営を貫く。
293. 産業連関表を活用した経済波及効果を見通して産業の育成・発展を進める。
294. 小売業や食堂、理美容店などの改修工事・設備投資などに簡易に活用できる、「商店リニューアル助成制度（仮称）」を創設する。古民家や土蔵、空き家などをリフォームして創業する事業者なども対象とし、歴史的なまちなみの保全と活性化につなげる。
295. 商店街向け補助金制度を拡充させ、地域密着の商店街の発展に努める。

(文化・芸術・スポーツ)

296. 「子ども巡回劇場」などへの市の負担金を引き上げる。
297. 文化団体などが抱える問題や市への要望などを直接聞く機会を設け、施策に活かす。
298. ダンスや演劇などの稽古場不足を解消するために、演劇練習館や音楽プラザのような、安価に利用できる夜間の練習場を増設する。
299. 名古屋市内の伝統技術や文化・芸能について、有形無形を問わず、その継承と発展

を促進する支援制度を拡充する。地域に根ざした文化振興を、まちのにぎわいづくりとしても位置づけ支える。

300. 表現の自由を保障するため、文化・芸術活動への助成にあたっては、「アームズ・レングス」（お金は出しても口は出さない）の原則に徹する。

301. 市民会館の建替えにあたっては、市民が文化・芸術活動を創造・享受する「場」としての役割を強化するとともに、工事期間中の利用者の不便を少しでも緩和するため他の施設利用に努める。古沢公園については現在利用している人たちのニーズに応じて、街区公園として保持する。

（居住福祉・建築規制）

302. 新婚家庭や若者世帯、住居確保に困難を伴うシングル女性などを対象にした家賃補助制度を創設する。

303. 住宅確保要配慮者専用住宅（セーフティネット住宅）については、住宅改修費補助、家賃減額補助などの対象戸数を大幅に増やす。

304. 住宅の性能向上と地域経済の活性化を進める、一石二鳥の取り組みである住宅リフォーム助成制度を創設し、耐震改修助成などと組み合わせて利用できるようにする。

305. マンションなどの集合住宅の大規模修繕やバリアフリー化についても、住宅リフォーム助成の対象として支援する。

306. 瑞穂区白竜町におけるマンション建築紛争を教訓に、片側1車線の幹線道路沿線で近隣商業地域に指定され、絶対高45mの高度地域とされている地区については、都市計画のルール変更も含めた見直しや、地区計画、建築協定などの広報啓発を行う。

307. 商業地域においては、「子どもの権利条約」の理念に立ち、教育施設などへの日影の影響を生じさせないために「中高層建築物の紛争および調整に関する条例」を実効性あるものへ強化する。

(市営住宅)

308. 入居希望者が多く高倍率となっている地域では、市営住宅の新規建設を復活する。
そのために市営住宅への国庫補助の拡充を国に求める。
309. 市営住宅駐車場使用料の減免対象を、福祉向け住宅入居者などに拡大する。
310. 老朽化した市営住宅の建て替えを促進する。建て替えに際しては、住宅用地の民間売却などをしないで、十分な戸数を確保する。
311. 市営住宅の建設にあたっては、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を基準に太陽光パネル、二重ガラス窓などを導入する。
312. 外壁改修などの市営住宅の計画修繕については、本市独自の修繕周期の基準年数を定めて、計画期間を遵守し実施する。劣化がひどい個所については、必要に応じて柔軟に修繕に取り組む。
313. 単身者向け募集の要件をさらに緩和し、シングル女性、学生などの市営住宅への入居を認める。
314. 一般募集落選者を対象とした応募ゼロ住宅の再募集案内について、通知ハガキだけでなく、対象住宅一覧を届けるなど、きめ細かく周知を図る。
315. 空き住宅への入居を促進するために、「選ばれにくい理由」を分析する。交通の便、駐車場使用料の検討、EV設置、リフォームなどで「住みたい公営住宅」にする。特に若い世代への周知を工夫する。
316. 市営住宅の修繕負担区分については、民法の改正や国土交通省の賃貸住宅標準契約書の改訂を踏まえて、可能な限り借主の修繕負担を小さくする方向で見直す。
317. 少子高齢化のすすむ市営団地の活性化については、住宅対策審議会など専門家を入れた機関で審議し、対応策を検討する。
318. 風呂釜・風呂桶が設置されていない市営住宅に対しては、空き屋修繕の際に浴室設備を設置するという方針を遵守する。

(交通)

319. 自動車利用と公共交通の割合を「7：3」から「6：4」に引き上げる目標を引き続き堅持し、公共交通の充実を図る。
320. パーク・アンド・ライド、パーク・アンド・バスライドなどの推進を始め、環境に配慮した交通体系を形成する。
321. 市バス運転手を正規雇用の職員で計画的に増やす。委託先企業も含めたバス運転手の健康と安全管理を徹底する。
322. 市バスの路線および運行回数については、地域住民の声を活かして充実する。
323. 市バスおよび地下鉄駅務業務の民間委託については、市営交通としての責務を果たすために、また災害時の対応からも、これ以上拡大しない。
324. 地下鉄車内での痴漢等性犯罪・迷惑行為をなくすため、スポーツ市民局地域安全推進課、県警と連携し痴漢の実態把握を行い、地下鉄内痴漢防止プロジェクトを構築する。女性車両をすべての路線に終日設置する。
325. 廃止した市バス高速1系統（栄～森の里団地）を復活する。
326. 地下鉄駅のエレベーター設置は、交差駅だけでなく、改札内移動や遠い設置箇所の改善など、必要に応じた設置を促進する。トイレの洋式化、温水洗浄便座などの改修を進める。
327. 名古屋駅や金山駅など、一日乗降客が10万人を超える主要駅について、名鉄やJR東海に対して可動式ホーム柵を早急に完備するよう働きかける。そのほかの駅のホームにも順次設置するよう働きかける。
328. JR新守山駅の西駅前広場については、周辺の土地利用状況や駅との立地を考慮して都市計画を見直し、整備計画を具体化する。そのために鉄道事業者など関係者との調整を促進する。
329. 名鉄本線などの高架化事業は、環境と安全に配慮しつつ、早期完成に向けて進め、名鉄本線左京山駅～中京競馬場前駅の立体交差化についても取り組む。
330. 名鉄本線の高架化実現までの間、名鉄名古屋本線桜駅、本星崎駅については、駅東

側に改札口を設置するなど、鉄道事業者とともにバリアフリー対応を進める。

331. 自転車専用レーンの整備を早急に進めるとともに、ヘルメットの購入補助の拡大など、自転車走行の安全性を高める。

（道路）

332. 市道弥富相生山線については、「折衷案」と称しての道路工事の再開を撤回し、道路事業の廃止の都市計画変更を行う。
333. 名古屋都市高速道路における新黄金出入口および栄出入口、丸田町 JCT 西・南渡り線を新たに設置する都心アクセス事業については、騒音や大気汚染、眺望など生活環境を悪化させ、住民の理解と納得が得られていないことから中止する。また、名岐道路についても、名古屋高速道路公社の業務範囲を将来的には岐阜まで拡大する懸念があり、リニアを口実にした巨大道路の建設であることから中止する。
334. 弥富通 3 丁目交差点などの多くの歩道橋が高齢者などの利用に大きな負担となっており、横断歩道の併設やエレベーター設置などバリアフリー化を進める。

（公園・緑地保全）

335. 緑被率を高めるために、樹林地を保全する新たな緑地保全制度を創設するとともに、多面的な機能を持つ農地の保全に努める。
336. 街路樹や道路、河川敷の雑草が伸び過ぎないように、必要な剪定・除草を計画的に行うとともに、樹木医と連携して倒木対策を講じる。また、川の中の木については早急に伐採撤去する。
337. 公園遊具の安全点検や樹木の伐採状況などをきめ細かく点検し、安全安心を確保するために公園監視員を公園数に応じて増やす。各公園での遊具の配置については関係住民、公園利用者の意見や要望を踏まえて検討する。
338. 全小学校区に最低一カ所の街区公園を整備する。
339. 老朽化したテニスコートの整備改修を進める。利用者の意見を踏まえてオムニコー

ト（人工芝）化やナイター施設の拡大、駐車場の拡大なども積極的に検討する。

340. 東山動植物園展示施設の整備は、動物福祉の視点から良好な飼育環境となるよう、バックヤードの確保を含め、計画的に進める。

7.大型開発と大企業優先を改め、市民が主人公の市政に

（名古屋城）

341. 現天守閣の解体および木造復元は中止し、文化庁へ提出した本丸整備基本構想の天守閣については「耐震化」へ変更する。現天守閣はまず、耐震改修と老朽化対策、バリアフリー改修を行う。
342. 特別史跡として歴史的価値が高い石垣について、石垣部会が求める穴倉・根石・背面などの詳細な調査を行い、保全修復方針を決め、最優先に石垣保全に取り組む。
343. 学芸員を特別史跡にふさわしく増員する。
344. 名古屋城の整備は、東北隅櫓や多門櫓など失われたままになっている建造物の復元や二之丸庭園の保存整備なども含め、総合的かつ計画的に進め、城址全体としての魅力向上に努める。

（リニア・市街地開発・大型事業）

345. リニア計画の大深度地下トンネル工事について、JR 東海に対し、沿線住民への十分な事業説明や情報提供を求めるとともに、沿線住民の理解なしに工事を行わないよう強く申し入れる。
346. 名古屋駅周辺の駅前広場などの交通基盤整備については、バリアフリー化や乗り換え利便性の向上を図りつつ、事業費が過大にならないよう留意する。JR 東海など関係事業者には応分の負担を求める。
347. 名駅南の地下公共空間整備事業（ささしま巨大地下通路建設）は中止する。

348. 臨海部全体のビジョンを示す総合計画を策定する。金城ふ頭地区については、レゴランドの入場者数など必要な情報を関係企業と行政で共有し、必要な対策が講じられるよう、エリアマネジメントを強化する。
349. 料金収入でまかなう名古屋市営金城ふ頭駐車場の収支計画について、損失が生じた場合には関連企業にも応分の負担を求める。
350. 国際展示場のさらなる拡張計画は、全国的な需要と供給上から見て過大・過剰な計画であり、中止する。
351. 中部国際空港二本目滑走路の整備は急ぐ必要はないことから、誘導路を第二滑走路として整備する事業への無利子貸付は中止する。
352. 公費投入の根拠がない、私有財産への助成にあたる高級ホテル（ラグジュアリー）立地促進助成は進めない。

（市政運営）

353. 副首都の指定をめざす市の方針を撤回する。
354. 大型公共事業優先ではなく公共施設の維持管理とリニューアル・建て替えを優先する。学校統廃合や市営住宅の削減、市民利用施設の統廃合などは住民の合意なく強行しない。公共施設縮減を前提にした「数値目標」の設定はしない。
355. 市有地は市民の共有財産でもあることから、活用の検討の際は、地域住民の意見・要望を反映した検討を行う。安易な売却は行わず、地域住民の要望などを踏まえた公的利用を進める。
356. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには、原則として公募市民枠を設ける。
357. 市職員定数の削減を目的とした「定員管理計画」は見直す。
358. 市職員の長時間労働の解消に向けて、少なくとも年 720 時間以上の残業を行っている職員がいる職場については人員増で対応する。
359. 会計年度任用職員の最低賃金を時給 1700 円以上に引き上げるなど、待遇を抜本的に

改善する。会計年度任用職員の５年目公募を廃止する。公立保育所などで慢性化している臨時・嘱託職員の欠員状態を解消するために必要な処遇改善を急ぐ。

360. デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進にあたっては、情報システムの標準化・共通化によって行政サービスの標準化が強いられ、本市の独自施策の執行に困難がもたらされることのないよう対応する。

361. 「議会基本条例」を尊重し、議会報告会の開催や議会広報の増ページなど必要な予算措置を講じるとともに、議員の任期中一回の慣例的な海外視察は予算化しない。

362. 議会の会議等で用いる資料のデータ化をすすめ、個人情報を含むものや著作権侵害の恐れのあるもの以外の資料については原則としてすべてインターネット公開する。

（地域振興・市民生活）

363. コミュニティセンターを早期に全学区で整備するために、用地交換による市有地の有効活用に努めるとともに、市による用地取得など、従来の考え方にとらわれない方策を講じて用地を確保する。

364. 地域の自主的活動の担い手（町内会長など）不足解消のため、市・区行政への協力業務を抜本的に軽減する。

365. 住宅密集地などでの民泊・無人ホテル（簡易宿所）の開業に対して、緊急時対応、騒音、ごみ、交通安全など住民生活への悪影響が懸念されることから、管理者不在の施設、密集市街地及び細街路での営業は禁止する。もしくは、住民と協定書（約束事）の取り交わしを推奨したうえで、営業を認める。

366. 空き家、空き地の苦情に適切に対応し、実情を知らせ、所有者の管理を促す。解体・撤去だけでなく、空き家を有効に活用できるよう、空き家の登録を募り、「空き家バンク」の取り組みを進める。

367. 改正された個人情報保護条例の運用にあたっては、保護水準を低下させないように努める。「匿名加工情報」については、市民が自分の個人情報をもとにどのような事業が展開されるかを知ることができるよう、提案事業者名や利用目的、利用方法、事業内容、

安全管理措置などについて市ウェブサイトで公表する。

（税務・市民税「減税」）

368. 市民税減税については、半数近い市民には恩恵がない不公平な減税であることから、減税されていない住民税非課税世帯など低所得世帯に対しては、生活支援の給付金を支給する。
369. 市税事務所などによる一律かつ強制的な徴収および差し押さえは行わない。収入が減少し、支払いが厳しい市民の納付相談については、生活と営業の実態に寄り添い、相談者の意向を十分に踏まえて納税猶予・換価の猶予・分割納付および処分停止の制度を柔軟に適用する。分割納付については、「1 年以内」に限定している硬直的な対応を改める。
370. 税務担当職員を対象とする小規模事業者の実態や課税の仕組みなどに関する研修については事業所訪問や小規模事業者との懇談などを含め実地に行い、課税対象者に寄り添える職員を育成する。
371. 区役所や支所において、税金や保険料など暮らしに関する相談に総合的に応える窓口を設置する。
372. 納税者の権利保障を明らかにした「市民納税者憲章（仮称）」を国に先がけて制定する。
373. 前年中に所得がなかった方の中には、所得申告することで福祉制度が適応されることから、所得ゼロであっても所得申告するよう、広報を徹底する。

（ジェンダー平等・人権）

374. 「男女平等参画推進条例」に基づく施策を各分野で推進する。特に市の各種委員会・審議会などでの女性比率を、2025 年 4 月時点の 35.3%から速やかに 50%まで引き上げる。
375. 「男女平等参画条例」に基づき、すべての政策にジェンダー平等の視点を持ち、

「働く女性、シングルマザー、妊産婦への手立て」と「女性と子どもに対する暴力・虐待の防止」「意思決定への女性の参画」を進める。

376. 就職氷河期の非正規のシングル女性が貧困に陥りやすい現状から、正規雇用への転換、住宅確保のための支援を進める。

377. 狭義の性教育ではなく、人権、文化、ジェンダーの理解、セクシュアリティなどを包括的に学ぶユネスコが定義する「包括的性教育」を教職員が学べる機会を保障する。

378. 「生理の貧困」の対応の一つとして、全市公共施設の女性トイレの個室に生理用品を設置する。

379. 「性犯罪性暴力被害者支援相談窓口」を、小中学生を含め広く市民に知らせる。性暴力被害者支援ワンストップセンターの増設を進める。

380. DV・虐待相談にあたる区女性相談員は会計年度任用ではなく正規職員とする。保護施設はプライベートや尊厳が守られるよう、トイレ、浴室の個室化を図る。

381. 課長補佐級以上の女性比率の目標をもち、増やす。市役所職場における女性管理職の比率を高める。

382. 「人権に関する条例」の制定・運用にあたっては、いかなる属性でも差別されることのない名古屋市をめざすことの重要性とともに、憲法で定められている表現の自由など国民の権利が侵害されることのないよう、十分配慮する。また、市民が意見表明できる機会を設ける。

383. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応じまた、紛争の防止、解決を図るための必要な体制を整備し、周知を図る。施設管理に関する条例に禁止行為の明確なガイドラインを設けるとともに、ヘイトスピーチの防止と根絶に向けた、実効性ある「ヘイトスピーチ対策条例（仮称）」を制定する。

384. 約10人に1人と言われる性的マイノリティの方が安心して暮らせる環境の整備を進める。性別の取り扱い、学校更衣室、性別表記、制服、公共トイレ、乳幼児室、企業の取り組みのための研修の機会の提供などに取り組む。

385. あらゆるハラスメントを根絶する。そのための職員の研修会を繰り返し行う。性暴

力やセクハラ、パワハラなどの防止に向けた理解促進のためのグッズを作成し、学校や事業所などで活用できるようにする。

386. ハラスメントの根絶などのために市長と議員を対象にした政治倫理条例を制定する。

（平和）

387. 河村前市長の南京大虐殺否定発言は名古屋市としての公式見解ではないことを南京市に伝え、交流の再開に努める。

388. 姉妹友好都市交流では、相互の訪問交流を位置付ける。

389. 日本政府に対して「核兵器禁止条約」の締約国となるよう求めるとともに「平和首長会議」加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進する。被爆者援護を拡充し活動を支援する。核兵器廃絶を明言した非核平和都市宣言を行う。

390. 市民に広く被爆の実相を伝えるため、市の主催で、市有施設で定期的に原爆パネル展や「原爆の絵」を活用した平和教育・学習を進め、子どもが主体的に平和、戦争について学ぶ機会をつくる。

391. 自衛隊員募集に係る自衛隊への18歳の方の住所・氏名などの「宛名シール」の提供を取りやめる。もしくは本人の同意が得られた場合のみ提供する。除外申請の手続きを高等学校等に広報するなど、当事者への周知を徹底する。

392. 市街地における行軍訓練の中止を自衛隊に申し入れる。

393. 中学校において自衛隊基地での職業体験をやめる。陸上自衛隊高等工科学校の募集案内の配布および名簿の開示は行わない。

394. 名古屋空港の基地機能強化とブルーインパルスの特技飛行に反対する。特技飛行についての自衛隊との協議内容を公開する。

395. 軍艦船の入港および武器や資機材の搬入搬出、艦外でのリクルート活動などを含む、名古屋港の軍事利用につながる行為に反対する。

396. 武力攻撃を前提にした「国民保護法」に基づく対応では、市民生活を守れない。

「国民保護法」の廃止を国に求める。